コミュニティ・ユニオン全国ネット有期雇用プロジェクトチーム通信 (CUNN 有期雇用 PT 通信) 184号 2018年9月10日

非正規雇用労働者の増加、人手不足、同一労働同一賃金の議論を背景に、日経新聞で、大企業の制度改正が紹介されることが増えている。

筆記具大手のゼブラでは、病気やケガで働けなくなった一定の収入を補償する制度を始める(10月から最長3年間給与の約3割を補償)が、正社員だけではなく従業員の約3割を占めるパート社員も対象。

ブリヂストンは国内工場に勤務する約1300人の契約社員に対し、正社員と同水準の夜 勤手当を支給する。従来は夜勤の日数などに応じて手当がばらばらだったが、一律にすると いう。

トヨタ自動車は一定の条件を満たした非正規社員に家族手当を支払う制度を導入する。

ホームセンター大手のカインズはパートやアルバイト従業員が65歳の定年を過ぎても働ける制度を本格導入する。意欲と能力があると判断された場合、80歳を過ぎても働けるようにする。

スーパー各社も5年に満たないパート・アルバイト社員の無期転換を進めているほか、定年を引き上げている。ライフコーポレーションは70歳から75歳、サミットも再雇用後の上限を70歳から75歳に、ヤオコーも再雇用と上限を70歳に、希望すれば75歳まで働くことができる。

本来、非正規雇用労働者の基本給こそ引き上げるべきであるし、安心して子育てのできない労働条件や社会を作りながら、高齢者に何歳まで働かせるのだ!とも思う。

しかし、すぐに最低賃金が大幅アップされず、現実的に老齢年金があてにならない中では、 とにかく生活のために雇用を確保することは重要。さらにユニオンは、同一労働同一賃金の みならず、あらゆる差別を許さない、よりよい職場環境を勝ち取っていこう。

		$\langle K \rangle$
コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク事績	务局	
〒136-0071 江東区亀戸 7-8-9 松甚ビル 2F 下町	「ユニオン内(発行責任者:岡本)	
TEL: 03-3638-3369 FAX: 03-5626-2423	E-mail: shtmch@ybb.ne.jp	